

川崎市市民活動支援指針

—市民との協働のまちづくりのために—

平成13年（2001年）9月

川 崎 市

はじめに

市民活動は、地域や社会の問題を市民自らの問題としてとらえ、市民の視点から自発的に課題解決に取り組む活動として、1980年代半ば頃から、福祉、環境、まちづくり、国際交流・協力、教育などの様々な分野に広がってきており、今日、市民の価値観が多元化し、市民ニーズが多様化・複雑化するなかで、その社会的役割を増してきている。

とりわけ、1995年の阪神・淡路大震災を機に、ボランティア活動等に対する国民の関心が高まり、一躍、市民活動が注目されることとなった。

市民活動は、行政の領域ではない、新たな意味での公的領域の担い手として、多様化・複雑化した市民ニーズに対応するとともに、個人の自己実現・新しい生き方ができる仕組みとして、今後、豊かな地域社会づくりにますます重要な役割を果たすことが期待されている。また、市民活動の発展は、行政にとっても大きな意味をもたらす。一つは、地方分権の流れを促進し、真の市民自治の実現に寄与すること。もう一つは、行財政改革の流れのなかでパートナーシップ型事業の推進が、市民の役割分担を明らかにし、行政の内部改革が促進されることである。

国は、市民活動の健全な発展を促進するため、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う非営利団体に法人格を付与する特定非営利活動促進法（NPO法）を平成10年3月に制定し、同年12月から施行した。

川崎市では、従前から市民活動団体を公共サービスの協働提供者として、パートナーシップ型事業を積極的に展開し、そのなかで市民活動を促進するための支援を行ってきた。さらに、21世紀の新しい川崎のまちづくりに向けて、市民活動の発展を推進するための基本的な指針づくりを行い、それに基づく具体的な支援策の展開が求められている。

この指針は、市民活動団体の実態、市の事業における市民活動団体の関わりの中から課題を抽出し、学識経験者や市民活動団体関係者を委員とする指針策定委員会で協議・検討し、まとめられた提言をもとに策定したものである。

今後、この指針に基づき、あらゆる分野において、市民活動のさらなる活性化を図り、市民との協働のまちづくりを一層推進するものである。

目次

市民活動支援指針の基本的な考え方	1
1 「支援」の意味と支援指針の目的	1
(1) 市民活動の特徴	
(2) 社会的役割の期待	
(3) 市民活動に対する支援の原則	
2 市民活動の定義，支援の対象	3
(1) 定義内容と語義	
(2) 公共サービスの供給と社会的意義	
(3) 支援の対象	
3 支援の考え方	5
(1) 市民の自己決定の拡大	
(2) 行政の内部改革	
(3) 市と市民活動団体の責務	
4 「支援」の基本的な柱・方法	6
人材育成	8
1 支援の主体	8
2 支援すべき対象	8
3 支援の形態	9
4 行政職員の研修	10
資金の確保	11
1 市民活動の資金源	11
(1) 自己資金	
(2) 事業収入	
(3) 補助金・助成金	

2	資金確保に向けての考え方	12
3	補助金・助成金・委託料のあり方	13
	活動の場	14
1	拠点の持つ機能	14
2	拠点の管理運営	14
3	市民活動団体自らの拠点	15
	情報の共有化	16
1	「ひろば・ポータル」の形成	16
2	行政の広報媒体の活用	17
3	中間支援組織を活用した情報共有化の促進	18
	中間支援組織	19
1	中間支援組織の必要性	19
2	市民主導型の中間支援組織の育成	19
3	市の出資法人の機能拡充	20
	(1) 拠点機能	
	(2) 分野別機能	
	市民活動推進委員会	21
	参考資料	
	【川崎市市民活動推進委員会設置要綱】	25
	【特定非営利活動促進法（抜粋）】	26



市民活動支援指針の基本的な考え方

支援指針の策定目的は、市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準づくりにあるが、ここでいう「支援」とは、行政が市民活動を支援するという一方的な関係としてではなく、市民社会の中で市民同士が「相互支援」していくことを原則に、それを促進し、応援していく施策とする。

市民活動とは、「ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動」のことをいうが、支援にあたっては、形式的な面にとらわれず、その活動が担っている課題ベースからとらえる。

支援に際しては、市民の自己決定の拡大と、市民活動の活性化に留意し、また、市民活動と行政のパートナーシップの推進にあたっては、両者は市民に対し情報の公開と説明責任を負う。

支援の基本は、必要とされる活動資源《人材、資金、活動の場、情報など》が市民社会の中で提供されていく仕組みを構築するということである。また、行政がそれらを提供する際には、市民活動の自立した社会的役割を尊重し、できるだけ中間支援組織を通して行うようにするとともに、市民活動推進委員会を設置し、支援の推進について協議・検討を行う。

1 「支援」の意味と支援指針の目的

(1) 市民活動の特徴

① 先駆的な活動

収益性や前例にとらわれず、社会の問題解決に対して素早く先駆的に取り組むことができる。

② 多元的な活動

それぞれの価値観を大事にしながらの小回りの利く活動ができる。

③ 自立的な活動

公共課題を担う自立した活動主体として、市民の視点で、行政や企業活動に対し、政策提言や評価する活動に取り組むことができる。

この他にも、人間性に立脚したきめ細かい活動、自己実現や社会参加のきっかけを提供する活動等もあげられる。

(2) 社会的役割の期待

① 公共サービスの供給主体

行政や企業にはない特性を生かした、公共サービスの供給主体としての存在意義である。サービスとコストについて適度なバランスをとることができる市民活動は、個々の需要に対し、きめこまやかな対応ができるなどの利点がある。多様化・複雑化する市民ニーズに対し、行政が提供するサービスには限界があるため、行政で実現できない公共サービスの供給主体として期待される。

② 新しい働き方

成熟した社会のなかで、働き方の意義が問われている。戦後の高度成長期には、働き方への考え方を「生きるための労働」から「豊かになるための労働」へと変えていったが、高度成長が崩壊すると、「社会的意義を感じられる働き方」を志向する考え方が生まれてきた。

労働時間の短縮による自由時間や定年後の過ごし方について、社会的に貢献することに意義を見出す人たちも多くなっている。また、社会貢献を基軸に生きがいのある職業を選択する人たちも増えている。さらに、主婦が、子育てや介護など生活の必要から公共の問題に関心を持ち、市民活動に関わっている場合も多い。こういった働き方への多様性が、市民活動の担い手を多く生み出している。

(3) 市民活動に対する支援の原則

① 市民活動団体の自主性の尊重（自立を促す支援）

② パートナーシップの構築（市民活動と行政，市民活動と企業，市民活動同士）

③ 多様性に合わせた柔軟な支援（活動内容や成熟度に応じた支援施策）

- ④ 間接的・側面的な支援（妨げになっている要因の排除や，支援組織を通じた支援）
- ⑤ 新しい市民活動団体が生まれる環境づくり（市民の関心の喚起ときっかけづくり）
- ⑥ 公開性と透明性のある仕組みの支援（市民の理解と支持に基づく支援）

このような原則のもと，市民活動の自主性・自立性に配慮した支援を考える場合，まず「支援」という用語の一義的意味で，行政から市民活動への一方通行的な施策というイメージが問題となる。「支援」に代わるものとして，「振興」や「協働（協同，共同）」といった用語も考えられるが，支援策を，行政が市民活動を支援するという関係として考えるのではなく，市民社会の中で市民同士が互いに「相互支援」していく仕組みを作っていく施策として考えることで「支援」という用語を用いることとした。

それは，市民活動は，市民自らの力で支えていく仕組みを指向していく必要があり，組織に対する認知の仕組みについても，市民活動団体自身が，自らの活動の社会的役割や意義を社会にアピールし，市民からの支持を得ていくことが本来的な姿であるからである。

したがって，この支援指針における市民活動支援の基本的な目的は，市民活動の発展に向けて，市民社会の中で市民同士の「相互支援」システムが形成されていくことを促進し応援していくことにある。

こうした，市民自身が支える市民活動のための基盤形成により，はじめて「支援」はそれぞれの地域の特性を生かしたものになり，また市民自治の実現により，行政そのものの変革につながっていくものと考えられる。

2 市民活動の定義，支援の対象

「市民活動」とは，「ボランティア活動をはじめ，市民が自発的，継続的に参加し，社会サービスの提供など，第三者や社会の課題解決に貢献する，営利を目的としない活動」（布教を目的とする宗教活動，特定の政党や候補者を支援する活動は除く）と定義できる。

(1) 定義内容と語義

- ① 「自発的」とは，構成員が自らの意思に基づいて参加していることの意味

味であり、個人意思にかかわらず参加が強制されるような組織は除外するというのである。

- ② 「継続的に」とは、必ずしも「永続性」を強調するものではないが、組織の設立目的のために、一定期間活動が継続することをいう。
- ③ 「社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する」とは、公共サービスの提供主体を指すものである。社会サービスとは、必ずしも福祉サービスのような具体的なサービス提供のみに限るものではなく、調査・研究活動や学習活動、さらに、社会問題の解決に寄与する政策提言活動なども含むものである。さらに、第三者に貢献するという考え方も、構成員の親睦や互助のための活動は除外するが、会員制組織であっても、誰でも会員となることが可能で、開かれた活動であればよいと考える。
- ④ 「営利を目的としない活動」とは、活動で得た利益を構成員で配分しないという意味であり、サービス提供に対する対価を得る活動も含むものとする。

したがって、「営利を目的としない活動」である限り、構成員や参加者の有償・無償は問わない。

(2) 公共サービスの供給と社会的意義

- ① 行政や企業にはない特性を生かした公共サービスの供給主体としての存在意義
- ② 成熟した社会のなかでの「社会的意義が感じられる」新しい働き方への志向

なお、ここでいう公共サービスの供給主体ということは、単に行政に代わって(ないしは協力して)社会的なニーズに対応していくというだけではなく、そこには多様な価値観に立った独自の視点や、やり方があり、これからの社会システムの新しい担い手としての存在意義を認めたい。

(3) 支援の対象

支援の対象となる市民活動については、狭い意味での市民活動団体(例えば特定非営利活動法人格取得団体やそれに準じる団体など)に限定することなく、地域や職場をベースに結成された任意のボランティアサークルであっ

でも、支援の対象とする。また、川崎市内で活動を行っていただければ、その事務所の所在地は、問わない。

基本的な原則は、以下のとおりとする。

- ① 形式的な特性にとらわれず、課題ベースで市民活動をとらえ、支援の対象とする。
- ② 支援対象としての認定はできるだけ緩やかに、しかし、活動内容は社会に公開し、市民的評価を厳しく行う。

3 支援の考え方

市民活動支援指針の目的は、前述のように、市民活動が市民社会の中で相互に支えられて、自主的・自立的に発展していくための基盤整備と側面的な補助にある。したがって、支援に際しては、以下の点に留意して取り組む必要がある。

(1) 市民の自己決定の拡大

市民活動は、自分たちが構成する社会において、共通する関心や課題について自由に語り合うとともに、その実現や解決に対し一定の役割を担っていく市民の活動の〈場〉であるという認識に立ち、市（行政）ではなく、市民が自ら決定していく領域を拡大する視点で施策を立てる必要がある。

(2) 行政の内部改革

市民の自己決定が増えていくということは、行政の内部改革につながっていく。市民活動の振興は市民とともに進めていくという意味で「市民から」の改革であり、住民自治の拡大により、より効率的・効果的な行政の協働システムをつくっていくことが必要となる。

(3) 市と市民活動団体の責務

市民の自己決定の拡大と行政の内部改革の結果、これからの地域行政は、市と市民活動団体のパートナーシップ事業が拡大することになる。そのためには、双方で経験を積み重ねていくなから、それぞれの役割とルールを明らかにし、行政と市民がお互いに学び、育ちあうことが必要である。すなわち、自分たちがやっていることの意義と限界をお互いに理解し合っていくために、情報の公開と説明責任（アカウンタビリティ）が、市と市民活動団体に、それぞれ求められる。

4 「支援」の基本的な柱・方法

市民活動を進めていく上で基本的な柱となる「活動資源（リソース）」（具体的には、「人材」・「資金」・「活動の場」・「情報」）を市民社会のなかで提供していく仕組みの構築にあたっては、当面行政ができることを行っていく。それは、必ずしもリソースの直接的な提供ばかりではなく、市民や企業のなかからそうしたリソースが提供されることを促す必要がある。また、行政がそれらを提供する際には、できる限り「中間支援組織」を通して行うとともに、支援について協議・検討する機関として、「市民活動推進委員会」を設置する必要がある。

それぞれについて、次のような検討が求められる。

まず、第一の活動資源である「人材」については、その育成（スタッフの研修や専門技術の取得、活動会員の確保、後継者の育成、外部専門家とのネットワークなど）にあたっては個別団体では困難なものが多く、社会的な支援の仕組みづくりが求められる。

第二の活動資源である「資金」については、市民活動団体の資金源（自己資金、事業収入、補助・助成金など）のバランスと多様化を図る形で、社会的な仕組みづくりが求められる。また、行政による業務委託や補助・助成金については、公平・公正なルールづくりが必須である。

第三の活動資源である「活動の場」については、市民活動の多様性と川崎市の地理的特性を配慮した設置と、運営への市民参加が求められる。

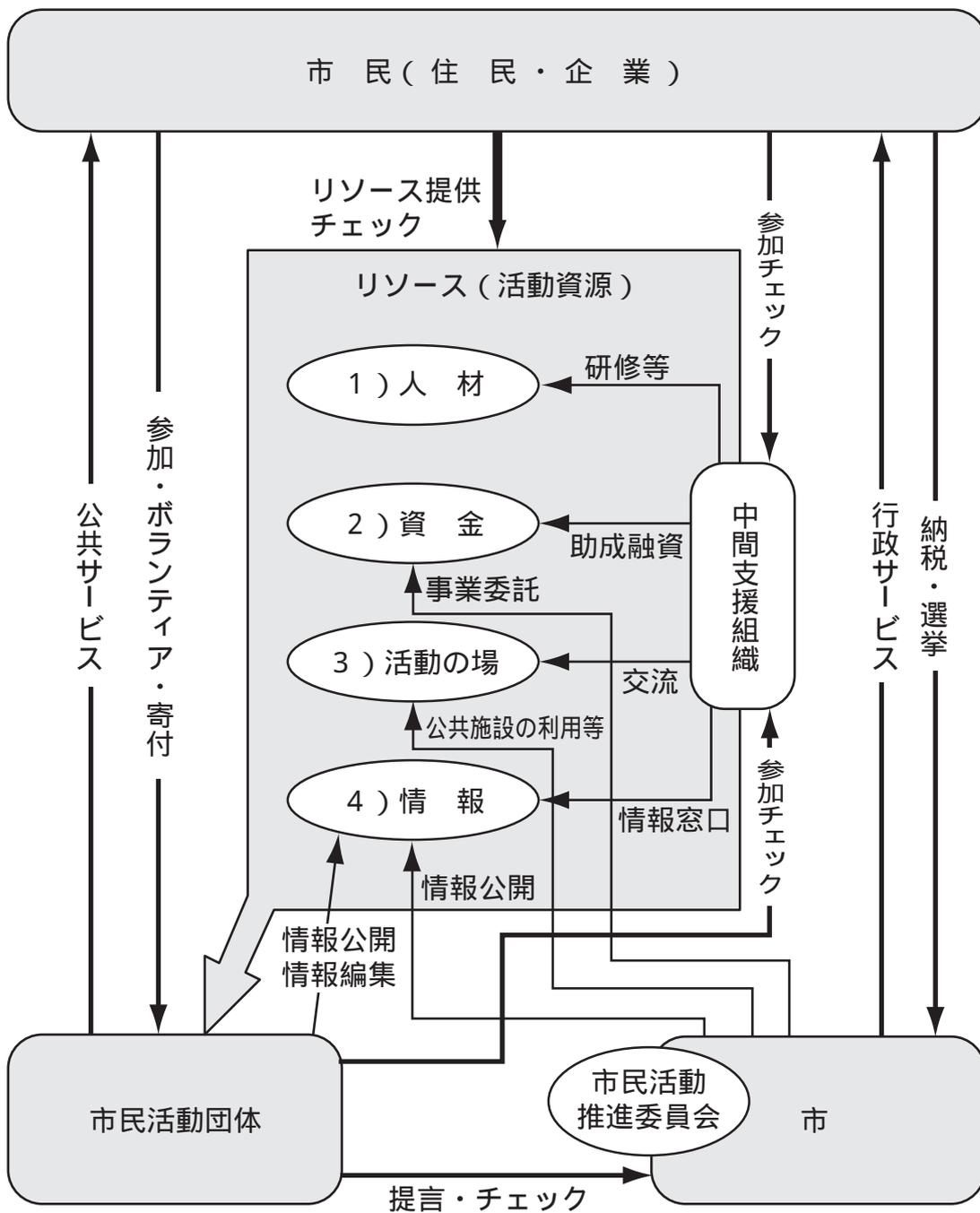
第四の活動資源である「情報」については、市民が自分で考え行動するにあたって「情報の自由で豊かな流れ」が不可欠という観点から、市民活動に関する情報を広くとらえ直し、情報の共有化を図ることが求められる。

そして、以上のような活動資源が、市民社会の中で、市民活動団体の自主性を尊重し、柔軟かつ、公開性と透明性のある仕組みで提供されていくためには、行政が直接関わることは極力避け、市民の参加とチェックを前提に、中間支援組織にゆだねられることが求められる。

また、パートナーシップの推進に向けて、市民活動支援指針が円滑に運用されるよう、協議・検討する機関として、市民活動推進委員会の役割が求められる。

以上のような考え方を図示すると、次のようになる。

図 市民活動「支援」の全体構造



人材育成

市民活動団体の人材育成は、市民が主体的に行うことを基本とし、行政が関わる場合にも、できる限り市民活動団体や中間支援組織にゆだねるなど、間接的な方法をとることが望ましい。

行政の直接的な関与は、ボランティア等のすそ野の拡大や市民活動の啓発を目的とする活動など、広く行う必要があるものとする。

市民活動団体の運営自体や方向性に直接関わる専門領域の人材育成については、大学・大学院やシンクタンク等との連携・活用を図ることが望ましい。

行政と市民活動団体の協働を進めるためには、行政全体が、その推進に取り組むことが望ましい。こうした観点から、職員の意識改革に取り組む必要がある。

1 支援の主体

市民活動における人材育成は、市民が主体的に行うことが基本であるが、財政や人材上の制約から行政が関わる必要性も出てくる。しかし、市民活動支援は、自立のための支援であり、行政が関わる場合にも、できる限り市民活動団体や中間支援組織にゆだねるなど間接的な方法を取り、行政が直接行うことを少なくすることが望ましい。

行政が行っている講座や研修会・講習会でも、ボランティア等のすそ野の拡大や市民活動の啓発などを目的とするもので、広く行われる必要があるものについては、差し支えはないと考えられる。このようなことから、人材育成にあたっては、どのような内容の講座・研修にするか、また受ける側が誰であるかによって、主体を考えるべきである。

2 支援すべき対象

市民活動を支えている多様な人材をスタッフ類型に分けると、まず第1にボ

ランティアなどの第一線の活動家・現場スタッフ，第2に専門的な活動に関する専門技能や専門知識を有し，最新の情報をフォローする専門領域スタッフ，第3にボランティアなどのコーディネートや事務処理・会計処理を行う事務局運営スタッフやマネジメント・スタッフ，第4に団体の方向性や目的を確認する理事会等メンバーなどに分けられる。

さて，市民活動を支えるこれらの人材の育成に関して，行うべき支援組織と，対象のスタッフ類型を組み合わせると，以下の表のように整理される。

ボランティアや現場スタッフに関する講座や研修は，行政が直接行うことも含めて，どのような形であれ，広く行われることが望ましい。その場合でも，中間支援組織や市民活動団体の力量が高まれば，できる限り中間支援組織等にゆだねることが望ましいことはいうまでもない。

専門領域スタッフやマネジメント・スタッフの人材育成に関しては，市民活動団体の運営自体や方向性に関わる人材であることから，中間支援組織，あるいは市民活動団体相互で自ら行うべきであり，行政に関わることは望ましくない。また，理事会等メンバーは，より直接的に団体の運営等に関わる人材であるので，行政がその人材育成に関与することは避けるべきである。

スタッフ類型と人材育成の支援組織

スタッフ類型 支援組織	ボランティア 現場スタッフ	専門領域 スタッフ	マネジメント・ スタッフ	理事会等 メンバー
市民主導の中間支援組織				
行政主導の中間支援組織				
市民活動団体				
行政				×

望ましい， 問題なし， 望ましくない， ×避けるべき

3 支援の形態

市民活動団体のスタッフの人材育成のための講座や研修会・講演会の開催にあたっては，必要に応じて，活動団体への講師派遣などの方法も考慮すべきである。

また，ボランティアや現場スタッフに関しては，活動の実態に触れる機会が多ければ多いほど，新しい市民の参加が拡大する。バザーや各種催物などは，

市民の出会いを拡大する有力な場として考えられる。

専門領域スタッフやマネジメント・スタッフの育成にあたっては、大学・大学院やシンクタンク、経営コンサルタント等との連携を図ることが必要となる。

4 行政職員の研修

行政と市民活動団体の協働を進め、参加型まちづくりや環境づくりを積極的に進めていくためには、行政の職員全体が協働の実践に向けて取り組む必要がある。そのためには、市民活動団体と職員との合同研修などを積極的に開催し、職員を養成することも重要である。

また、すでに一部では実施されているが、市民活動団体に職員を研修やインターンシップなどの形で派遣したり、市民活動団体のスタッフを行政に招き、職員に市民活動の実態を伝えるなどの手法も考えられる。



資金の確保

市民活動団体の資金確保に向けて、資金源の多様化を図り、異なるタイプの資金源の拡大に努める。

- ◆ 市民活動団体が自主財源としての会費や寄付金を集めやすい環境整備に努める。
- ◆ 市民活動団体の事業収入の確保・拡大に向け、行政や企業などの事業委託の促進を図る。
- ◆ 市民活動団体への財政的な支援（助成）制度について、民間の基金制度を含め検討する。
- ◆ 間接的な資金確保につながる団体の活動経費節減・抑制などの制度や施策を検討する。

行政の財政支援（補助金、助成金及び委託料）については、公平性・公正性を重視し、ルールに基づいた支援を行う。

- ◆ 補助金・助成金については、サンセット方式を導入し、ルールに基づいた支出とその評価を審査する仕組みが必要である。
- ◆ 委託にあたっては、行政とのパートナーシップの関係を明確にするルールづくりが必要となる。

1 市民活動の資金源

市民活動の資金源は、次の三つのタイプに分け、支援策を検討する必要がある。

(1) 自己資金

自己資金は、会費や寄付という形で市民活動団体の構成員や身近な支援者が拠出する資金である（財団形態の団体の場合は基本財産の運用益もこれに含まれる。）。市民活動団体の多くは、特に活動を始めたばかりの時には、活動資金の中心は活動の担い手たちが自ら負担するケースが多い。活動の広がりとともに資金源の多様化が進むが、それでも財政規模の小さな団体では、支援会員を含めた会費収入が収入の最大の部分を占めている。

(2) 事業収入

多くの市民活動団体は、何らかの収入を伴う事業を行っている。市民活動団体の事業は、企業のように営利目的で行っているわけではないので、事業によって大きな利益を出すことはほとんどないが、ボランティアの協力などにより一定の利益をもたらし、活動の資金源になることは少なくない。

この事業収入は、大きく二つに分けることができる。一つは、事業の受益者（市民活動団体のサービスを受けた人）が直接負担するもので、通常はこれが一般的である。しかし、市民活動団体の事業には直接的な経済行為になじみにくいものもあり、実際には受益者が負担するのではなく、行政等の第三者が間接的に支払っているケースも少なくない。具体的には、高齢者の医療保険や介護保険などの保険システムがその代表的なものであるが、行政からの事業委託も、市民活動団体に対し、直接のサービスの享受者に代わって支払っていると見ることができる。こうした間接的な収入も、市民活動団体にとっての事業収入の大きな柱である。

(3) 補助金・助成金

補助金・助成金は、資金として行政や財団、あるいは企業が、市民活動を支援するために支出するものである（低利の融資も含まれる。）。しかし、実際には、民間からの助成はきわめて少なく、この資金の提供の中心は行政ということになっている。

2 資金確保に向けての考え方

市民活動の資金確保に向けての「支援」については、資金源のタイプ別に、次のような具体策が考えられるが、より効率的な支援策の検討が必要になる。

まず、第一の資金源である自己資金の確保に向けては、市民活動の社会的認知を高め、多くの市民や企業が、それらの活動に参加しやすくなる環境をつくることが重要である。また、一定の基準を満たす市民活動団体への寄付に対する市税優遇の検討も必要となろう。

第二は、事業収入の拡大に向けた施策である。市民活動が提供するサービスを周知するための広報や情報ネットワークの積極的な活用を図る必要があるが、より具体的な施策としては、行政や企業から市民活動団体への委託事業の確保やバウチャー制度（そのサービス購入に限定された購買券の配布、エコマネーもこの一種と考えられる。）の導入などが考えられる。

第三は、補助金・助成金並びに低利融資といった、最も直接的な支援がある。特に、民間からの補助・助成及び民間金融機関による融資の促進が必要である。まず、民間からの資金助成を活発にするための方策として、一般の市民も参加できるコミュニティ基金や信託などの公設ファンドの設立などが考えられる。また、民間金融機関が市民活動に対し低利融資を可能にするために、市民活動団体の信用力に対する担保を行政が一定の基準で行うことも、もう一つの方策として検討課題とすることなどが考えられる。

他にも、直接的な資金確保ではないが、市民活動団体への経費の節減に向けた仕組みづくりも重要である。すでにボランティアをはじめとする市民活動を行っている市民に対するボランティア保険制度を実施しているが、さらに企業や市民が、市民活動に必要な物資や機材、スペースを提供することを促進したり、行政として市民活動団体の実施事業に対する側面的支援や、施設利用の優遇策の検討などが考えられる。

3 補助金・助成金・委託料のあり方

補助金・助成金、あるいは事業委託による委託料は、市民活動団体にとって重要な資金源といえる。市民活動に対しての補助・助成にあたっては、公平性・公正性の原則に立った新たなルールづくりが必要である。

このルールに基づいて、市民活動支援のための補助金・助成金を支出する仕組みが必要である。

また、補助金・助成金には、期間を限定したサンセット方式を導入とすることが必要であり、またパートナーシップ型事業の推進など新たな行政需要に対応する場合であってもスクラップ・アンド・ビルドを原則として適用することが望ましい。

一方、パートナーシップの推進の観点からは、補助金・助成金より委託の方式が好ましい。介護保険の導入によって部分的に民間企業の参入が可能となり、またNPO法人も参入できるようになってきてはいるが、こうした事業委託を様々な分野において市民活動団体へ拡大することが重要である。事業委託は、市民活動団体の活動を支援することになるとともに、市民活動の活発化に寄与する。また、行政との協働という面からも相互理解が進み、連携・協力の関係を通じて、よりよい社会サービスを市民に提供できることにもなる。しかし、ここでも事業の公開性・透明性を確保するうえで、コンペ方式を採用するなど、明確なルールづくりが必要である。

活動の場

全市の中心的拠点及び、区や地域における市民活動の場の整備を促進する。

公共施設を活用した拠点の整備にあたっては、拠点のタイプに応じて自主的な管理運営方式の導入を検討する。

市民活動団体や企業が自ら設置し、管理運営している一定規模の事務所等も拠点の一つと位置づける。

1 拠点の持つ機能

市民活動の拠点となる場の整備にあたっては、機能面と地域性から次の三つに大別して整備する必要がある。

- (1) 情報の共有化を中心に、分野を超えた団体等のネットワーク、人材育成や事業支援を行うための「全市の中心的な拠点」
- (2) 地域情報提供を中心に、団体間交流や各区のまちづくりの推進を図るための「区の拠点」
- (3) 日常の打ち合わせや作業を中心に、地域やコミュニティに根ざした活動の推進を図るための「地域の拠点」

現在、市内では様々な団体が活動を行っているが、これらの団体が活動の拡大を図り、また、活動の担い手としてすそ野を広げていくためには、総合的な機能提供が必要となる。全市的に分野別活動のネットワークを推進し、市民活動の更なる推進を図るため全市的な拠点の整備が急がれている。

2 拠点の管理運営

拠点の管理運営については、市民活動が市民の自主性を基本としていることから、拠点を利用する中間支援組織または市民の自主性にゆだねることが適当である。

市民活動の推進には、全市、区、地域の三つのタイプの拠点を整備すること

が必要であるが、拠点のタイプや設置目的に応じて、中間支援組織、利用団体等による運営委員会、特定の市民活動団体などの自主的な管理運営方式を考えていく必要がある。また、拠点の利用にあたっては、公平性と透明性のある仕組みづくりをしていかなければならない。

3 市民活動団体自らの拠点

本市の市民活動団体の中には、自らが活動の拠点を確保している団体もある。この拠点を利用し、市民活動団体間の情報の共有化や、交流が行なわれることも少なくない。こうした市民活動団体自らが設置し、管理運営している拠点も活動の場としてとらえることができる。

また、多くの市民活動団体にとって拠点の確保は大きな目標である。しかしながら、市民活動団体の財政基盤が脆弱であるため、自らの拠点の確保についての支援等の検討も必要となる。

各拠点別の機能分担

場の機能		全市	区	地域	備考
会議室等	会議室 (研修室)				全市 200人程度 区 30~50人程度 地域 10人程度
	作業室				印刷等
団体交流	フリースペース				
情報提供	(静的情報)情報コーナー 図書コーナー				インターネットの活用 図書館を利用して
	(動的情報)争点情報				イベントを含む
人材育成 団体育成	相談, 研修, ネットワーク, 資金支援				中間支援組織としての要素
	備品貸出				OHP, ビデオ等
各団体事務所					

主機能, 補助機能

情報の共有化

市民活動に関する情報の共有化を進めるため、電子媒体と印刷媒体を活用して、情報の共有化拠点としての「ひろば・ポータル」の形成に取り組む。

- ◆ 電子媒体については、市民・市民活動団体の多様な情報需要・情報供給に対応できる「ひろば・ポータル」を形成する必要がある。

「ひろば・ポータル」が活動のための情報の流通・共有の場となるためには、行政情報はもちろん、企業や市民活動団体自身の情報も広く流通・共有することを目指す。

- ◆ 印刷媒体については、全市また区単位に「ひろば・ポータル」となる拠点の形成を図る。区拠点では区独自情報の提供もできる体制づくりを目指す。

「市民との協働」の観点から広報媒体の活用を検討し、市民活動の推進に必要な情報の提供に努める。

「ひろば・ポータル」の形成及び広報媒体の有効活用を図るため、中間支援組織を中心に市民・行政・企業等の間における交流と連携を進める。

1 「ひろば・ポータル」の形成

市民活動に関する情報の共有化を図るためには、市民・行政・企業等それぞれが保有する情報を集約する場を形成することが必要であり、コンピュータネットワークの発達により、電子媒体でこうした場を形成することが容易になった。

こうした電子媒体上の情報の共有化を「ひろば・ポータル」と表現する。「ひろば」とは、そこに行けば様々な情報があるという意味であり、また、「ポータル」とは市民が情報を探すときの入り口の意味である。

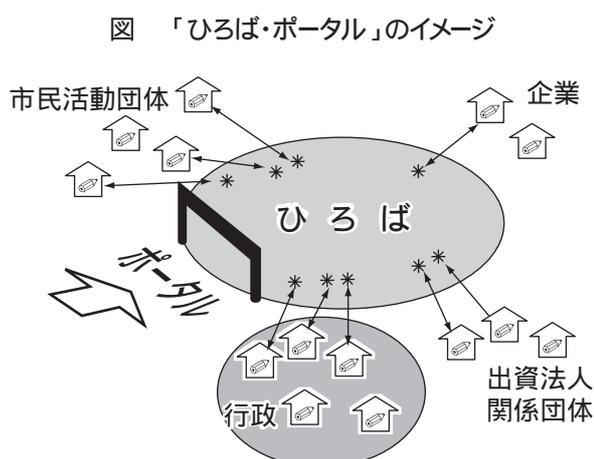
「ひろば・ポータル」は市民活動に関して、市民・行政・企業等の保有する情報が、それぞれ独立しつつリンクする情報流通の場となることをめざす。そこで行政機関が提供すべき情報は、市民活動を進める上でニーズが高いと思わ

れる「場の情報」、「制度の情報」、「機会の情報」、「政策情報（基礎情報・争点情報・専門情報）」などである。また、市民・企業等は、市民活動に関して知らせたいこと、一緒に考えたいことなどを自発的に提供していくことになる。

この電子媒体上の「ひろば・ポータル」の形成先としては、市民活動支援の全市的な拠点として整備する中間支援組織が適当と考えられる。

また、現段階では電子媒体を利用しない市民を考慮し、「ひろば・ポータル」は印刷媒体など他の媒体も活用して形成する必要がある。但し、電子媒体に比べて掲載する情報量が限られるため、印刷媒体による「ひろば・ポータル」の形成にあたっては、全市的な拠点だけでなく、区単位での共有化を図ることで市民ニーズに対応していく工夫が必要となる。市民活動が地域に根ざしたものであることを考えるならば、より小さい単位における情報の共有化は電子媒体についても同様に考慮すべきである。

「ひろば・ポータル」には様々な情報がある。それらは、お知らせ的な「静的情報」と、問題提起や政策提案などの「動的情報」に大別できる。「静的情報」は、行政機関の提供する情報が典型であり、ある程度は客観的な情報ともいえる。これに対して「動的情報」とは議論のきっかけとなるような主観的な情報である。



「動的情報」が「ひろば・ポータル」にあることにより、それを入手した市民は問題となっていることを自分達なりに考え、場合によってはそれに基づいて何らかの市民活動を始め始めるきっかけにもなる。「動的情報」は、市民意識を高め、市民活動の活力を生み出すものと考えられる。

2 行政の広報媒体の活用

現在、本市では「市政だより」、「かわさき市民放送」をはじめ、様々な媒体で広報を行っている。こうした広報媒体は、情報の共有化のうえで有効な情報源である。「市政だより」の中には、市政情報の他に市民活動団体を紹介するなどの実践例もあるが、「市民との協働」の観点からは、より一層の市民活動の活性化に向けた広報媒体としての役割が求められる。

3 中間支援組織を活用した情報共有化の促進

市民活動に関する情報の共有化を図り、地域に「情報の自由で豊かな流れ」をつくりだすには、市民活動に関わる市民・行政・企業等による交流と連携が不可欠である。交流と連携は、個々の関係の中で進められていくことになるが、それを促進していくために、中間支援組織を活用していくことが有効である。中間支援組織の機能を通して、日常的な交流と連携が深まれば、共有される情報の量と質が飛躍的に高まることも期待できる。

しかし、情報の共有化は必要な情報を必要な人に届けることを必ずしも意味しない。たとえ情報の共有化が進んでも、氾濫する情報に混乱したり、必要な情報が見つからないことへの不満を抱く市民もいるだろう。その際、必要になるのが情報探索・助言機能であり、中間支援組織を中心とした交流と連携が進むことは、そこが担う情報探索・助言機能を高めることにもなり、実質的な情報共有化が促進される。



中間支援組織

市民活動の自主性・自立性に配慮した支援には、市民主導型の中間支援組織の確立が望まれており、その環境整備に努める。

市民活動支援に関わりの深い出資法人を行政主導型の中間支援組織と位置づけ、市民活動の全市的な拠点として機能整備する。

市民活動との連携を図る出資法人について、分野別支援組織としての役割活用について検討を進める。

1 中間支援組織の必要性

中間支援組織は、活動資源の需要と供給を結びつけるとともに、市民活動の支援にかかる様々な役割を担っており、市民活動の自主性を尊重する意味で、市民主導型の中間支援組織が機能するような環境を整備することが求められる。しかし、市民主導型の中間支援組織が機能していない現状では、市民主導型の中間支援組織が確立するまで、市の出資法人を中間支援組織として活用するための整備をする必要がある。

2 市民主導型の中間支援組織の育成

市内の市民活動団体の中には、福祉、環境、国際、文化など、既に、地域または、特定の分野における支援型組織として機能しつつあるところもある。しかし、これらの団体が、より一層充実した支援活動が行えるような中間支援組織として育っていくためには、人材育成、資金、事務所機能などまだまだ課題が多い。行政は、各団体が中間支援組織として確立できるように、人材育成や専門分野に関わる研修、活動に必要な場の提供などの側面的支援を行う必要がある。

また、市民主導型の中間支援組織を支援し、育てることで、より一層の市民活動の推進を図ることができる。中間支援組織の機能を担える団体が多いほど市民活動が活発になる環境が整うこととなる。

3 市の出資法人の機能拡充

(1) 拠点機能

市民活動を推進するための中間支援組織を，行政の出資法人が担うということは本来の姿ではない。しかし，現状では，市民参加によるボランティア推進を目的として設立された財団法人の次の機能について整備・拡充し，中間支援組織の中核拠点として活用するとともに，市民主導型組織の育成とネットワーク化に努める必要がある。

- ① 全市的拠点としての情報の収集や提供
- ② 人材育成に必要な研修体制の確立
- ③ 市民活動団体や行政，企業との連絡調整
- ④ N P O 法人格取得や助成金などの制度利用手続きの相談・助言
- ⑤ 市民活動推進に必要な人材派遣のコーディネート
- ⑥ 活動資源の提供
- ⑦ 団体間のネットワークの構築

(2) 分野別機能

また，市には，数多くの出資法人があり，その中には，設置目的や事業において，市民活動との関わりを持つ法人も多く，既に市民活動に関して，かなり積極的な展開をしている法人もある。今後も市民活動との連携を図ることができる出資法人については，分野別の「中間支援組織」としての役割・機能を備え，市民活動の活性化を図っていくことが求められる。

なお，それぞれの法人においては，次の点に留意して「中間支援組織」として活用することについての検討が望まれる。

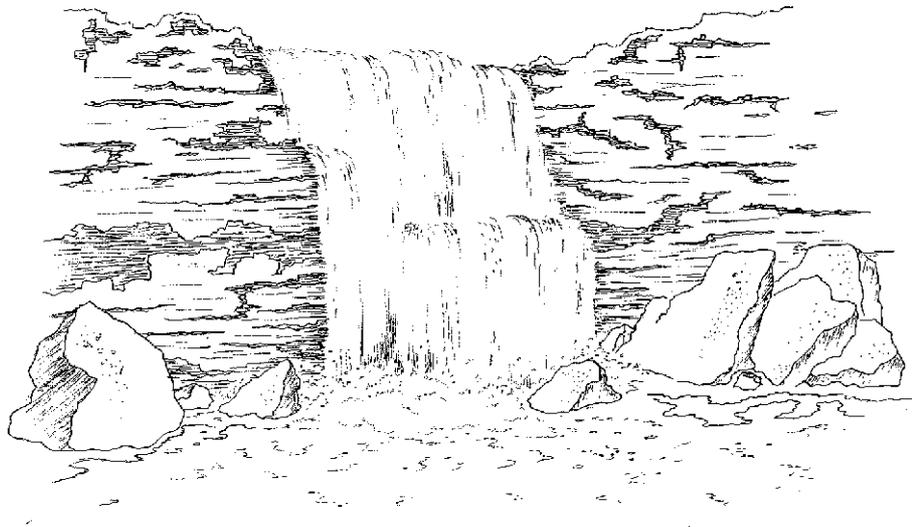
- ① 市民活動団体からの法人理事会等に参画する仕組みづくり
- ② マネジメント・スタッフの研修の充実
- ③ 組織運営及び事業への市民活動団体の積極的参画

市民活動推進委員会

市民活動支援指針に基づく市民活動の健全な発展に向けて、市民活動団体等と行政との協働による市民活動支援の推進についての協議・検討する機関として、「市民活動推進委員会」を設置する。

この委員会は、市民活動支援を推進していくため、市民活動支援指針の効果的運用や、市民活動の活性化などについて協議・検討する機関として設置する。

委員会は、公募市民、市民活動団体、中間支援組織、学識経験者などによって組織する。



参 考 資 料

【川崎市市民活動推進委員会設置要綱】

【特定非営利活動促進法(抜粋)】

【川崎市市民活動推進委員会設置要綱】

（目的及び設置）

第1条 本市が定める市民活動支援指針の円滑な執行と、市民活動の一層の活性化を図ることにより、市民主体の活力ある地域社会を実現するため、川崎市市民活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民活動支援指針に基づく事業の推進に関すること。
- (2) 市民活動の具体的な支援策に関すること。
- (3) その他市民活動の推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 推進委員会は、委員8人以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験者、市民活動団体関係者、公募市民から、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、推進委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（招集）

第6条 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

（小委員会）

第7条 委員長は、推進委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じて、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の出席者は、委員のなかから、委員長が指名する。

（関係者等の出席）

第8条 推進委員会、小委員会において必要があると認めるときは、関係者及び参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第9条 推進委員会の庶務は、市民局において処理する。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成13年6月5日から施行する。

【特定非営利活動促進法（抜粋）】

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

- 一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。
- 二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- 八 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（収益事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 収益事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（登記）

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（所轄庁）

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事とする。

2 特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものあっては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣とする。

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令（前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例。第二十六条第三項及び第四十四条第二項を除き、以下同じ。）で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿をいう。）

ロ 各役員の就任承諾書及びそれぞれの住所又は居所を証する書面として内閣府令で定めるもの

ハ 第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを各役員が誓う旨の宣誓書の謄本

ニ 役員のうち報酬を受ける者の氏名を記載した書面

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立者名簿（設立者の氏名及び住所又は居所を記載した名簿をいう。）

七 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

八 設立当初の財産目録

九 事業年度を設ける場合には、設立当初の事業年度を記載した書面

十 設立の初年及び翌年（事業年度を設ける場合には、当初の事業年度及び翌事業年度。次号において同じ。）の事業計画書

十一 設立の初年及び翌年の収支予算書

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第十号及び第十一号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

（定款）

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 収益事業を行う場合には、その種類その他その収益事業に関する事項

十一 解散に関する事項

十二 定款の変更にに関する事項

十三 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

（認証の基準等）

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 設立の手続き並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月以内に行わなければならない。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

(役員の数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保護人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十四条、第二百六十六条、第二百八十八条、第二百八十八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(役員の変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の名氏又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

- 3 定款の変更（第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）並びに同項第八号及び第十三号に掲げる事項に係るもの（第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。）を除く。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。
- 6 特定非営利活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明らかに表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎年（事業年度を設けている場合は、毎事業年度。次条第一項及び第二十九条第一項において同じ。）継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎年初めの三月以内に、内閣府令で定めるところにより、前年（事業年度を設けている場合は、前事業年度。以下この項において同じ。）の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿（前年において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿をいう。）当該役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面並びに社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」という。）を作成し、これらを、その年の翌々年（事業年度を設けている場合は、翌々事業年度）の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第八号に掲げる書類、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録。次条第二項において同じ。）役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。）の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(事業報告書等の提出及び公開)

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎年一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

(情報の提供)

第四十四条 内閣総理大臣は、第九条第二項の特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事に対し、第二十九条第二項の閲覧に係る書類の写し（この項の規定により既に送付したものを除く。）を送付しなければならない。

- 2 第九条第二項の特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前項の書類の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 都道府県の知事は、条例で定めるところにより、第一項の規定により送付を受けた書類の写しを閲覧させることができる。

川崎市市民活動支援指針

平成13年9月発行

川崎市市民局地域生活部地域振興課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2296



KAWASAKI CITY

川崎市